6 年4　月15　日

保護者の皆様へ

ふたばこども園

園長　木暮恵

令和５年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和５年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　給付対象期間　令和５年４月～令和６年３月

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	226,030	275,330	274,480	275,330	271,270	270,170	269,180	269,180	269,180	269,180	270,170	276,270
		3歳児	226,030	222,430	221,580	222,430	218,370	217,270	216,280	216,280	216,280	216,280	217,270	223,370
		4歳以上児	208,340	204,740	203,890	204,740	200,680	199,580	198,590	198,590	198,590	198,590	199,580	205,680
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	225,410	225,410	224,980	225,150	225,410	225,410	225,240	225,070	225,240	225,150	225,070	236,180
	短時間		218,170	218,170	217,740	217,910	218,170	218,170	218,000	217,830	218,000	217,910	217,830	229,080
	標準時間	1･2歳児	139,640	139,640	139,210	139,380	139,640	139,640	139,470	139,300	139,470	139,380	139,300	152,120
	短時間		132,400	132,400	131,970	132,140	132,400	132,400	132,230	132,060	132,230	132,140	132,060	145,030
	標準時間	3歳児	97,640	97,640	97,210	97,380	97,640	97,640	97,470	97,300	97,470	97,380	97,300	111,310
	短時間		90,210	90,210	89,780	89,950	90,210	90,210	90,040	89,870	90,040	89,950	89,870	104,030
	標準時間	4歳以上児	80,560	80,560	80,130	80,300	80,560	80,560	80,390	80,220	80,390	80,300	80,220	94,570
	短時間		73,130	73,130	72,700	72,870	73,130	73,130	72,960	72,790	72,960	72,870	72,790	87,290

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,460	4,700	4,700	4,700	4,230	4,700	4,700	4,700	4,700	4,230	4,460	4,700
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700